

議案第 71 号

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の
一部を改正する条例を制定するについて

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部
を、次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 1 月 12 日提出

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第 号

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の
一部を改正する条例

第1条 宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例
(令和元年宇治市条例第22号) の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第17条第2項中「100分の116.25」を「100分の118.75」に改める。

第2条 宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例
の一部を次のように改正する。

第2条中「、期末手当」を「、期末手当、勤勉手当」に改める
。

第4条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の
次に次の1項を加える。

4 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、第8条の2第1
項に規定する基準日に属する月において規則で定める日に支給
する。

第8条第1項中「以下」を「以下この条、第14条第3項及び
第17条において」に改め、同条第2項中「100分の118.
75」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の1条
を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第8条の2 6月1日及び12月1日(以下この条、第14条第
4項及び第17条の2においてこれらの日を「基準日」という
。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則で
定める者を除く。第4項において同じ。)に、当該フルタイム
会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価及び基
準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、勤勉手
当を支給する。

2 勤勉手当の額は、前条第3項の平均給与額に、任命権者が市
長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。こ

の場合において、支給する勤勉手当の額は、当該平均給与額に 100 分の 102.5 を乗じて得た額を超えてはならない。

3 前条第 4 項の規定は、前項の平均給与額について準用する。

4 給与条例第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る支給の制限及び一時差止めについて準用する。

第 14 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日に属する月において規則で定める日に支給する。

第 17 条第 2 項中「100 分の 118.75」を「100 分の 122.5」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 17 条の 2 基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。第 4 項において同じ。）に、当該パートタイム会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価及び基準日以前 6 月以内の期間における勤務の状況に応じて、勤勉手当を支給する。

2 勤勉手当の額は、前条第 3 項の平均給与額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額は、当該平均給与額に 100 分の 102.5 を乗じて得た額を超えてはならない。

3 前条第 4 項の規定は、前項の平均給与額について準用する。

4 給与条例第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る支給の制限及び一時差止めについて準用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年6月1日から適用する。

（期末手当の内扱）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

（宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

4 宇治市職員の育児休業等に関する条例（平成4年宇治市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項中「に育児休業」を「又は宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年宇治市条例第22号）第8条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業」に改め、「（同条例の適用を受ける職員をいう。以下この条及び第9条において同じ。）」を削り、同条第2項中「に育児休業」を「又は宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例第8条の2第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業」に改める。

第9条中「職員が」を「職員（宇治市職員の給与に関する条例の適用を受ける職員をいう。）が」に、「、宇治市職員の給与に関する条例」を「、同条例」に改める。

（提案理由）

宇治市会計年度任用職員の手当について、所要の改正を行うものであります。